

春日井市工事等検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市契約規則(昭和40年春日井市規則第6号)に基づき春日井市の発注する工事等に係る検査について必要な事項を定め、もって工事等の適性かつ能率的な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の建設工事及びこれに係る修繕(部品取替のみを行う建設工事及び建物、構築物等の除却工事を除く。)をいう。
- (2) 委託 測量、調査及び設計の委託をいう。
- (3) 工事等 工事及び委託をいう。

(検査の対象)

第2条 工事等の検査は、次に掲げる工事等を対象とする。

- (1) 当初設計金額が2,000,000円を超える工事
- (2) 当初設計金額が1,000,000円を超える委託
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める工事等

(検査の種類等)

第3条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定めるときにこれをいう。

(1) 完成検査

- ア 工事がしゅん工し、又は委託が完了したとき。
- イ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完了したとき。

(2) 出来形検査

- ア 部分払又は部分使用をするとき。
- イ 損害金を徴収して契約期間を延長するとき。
- ウ 工事等の施工を中止するとき。
- エ 契約を解除するとき。

(3) 中間検査

ア 工事のしゅん工後において、出来形の確認が困難なとき。

イ 適正な技術的施工を確保するために必要があるとき。

(検査職員の任命及び変更)

第4条 検査職員とは、春日井市契約規則第2条に規定する者をいう。

- 2 市長は、各工事等において、検査職員任命書（第1号様式）により、検査職員を任命するものとし、任命後、契約管理課長は、検査職員（変更）通知書（第2号様式）により、工事担当課長に通知するものとする。

(契約及び変更契約の通知)

第5条 工事担当課長は工事等の契約（変更契約を含む。）を締結したときは、工事等施工（変更）通知書（第3号様式）により、契約管理課長に通知するものとする。

(検査の依頼)

第6条 工事担当課長は、第3条に規定する検査を必要とするときは、工事等検査依頼書（第4号様式）に所定の事項を記入し、関係書類（設計図書、出来形管理資料、品質管理資料、工事写真等）を添えて契約管理課長に依頼するものとする。

(検査の時期)

第7条 検査は、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 工事の請負契約にあつては、しゅん工届を受理した日から14日以内、委託の契約にあつては完了届を受理した日から10日以内に行わなければならない。
- (2) 出来形検査及び中間検査は、前条の工事等検査依頼書を受理後、遅滞なく行うものとする。

- 2 契約管理課長は、検査日が決定したときは、工事担当課を経由して工事等検査実施通知書（第5号様式）により、契約者に通知するものとする。

(検査の立会)

第8条 検査は、監督職員、当該工事の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会のもとに行うものとする。

(検査実施の原則)

第9条 検査は、現地において工事等の出来形を対象とし、設計図書等と対比してその位置、形状、寸法等の相違、並びに品質及び性能その他必要な事項について確認するものとする。

- 2 検査に際して、地下又は水中等にあつて外部から検査を行い難い部分については、当

該工事等の契約者の説明、工事記録、写真等により確認するものとする。

3 前2項の検査にあたり必要があるときは、工事の施工部分を破壊、分解及び試験をして検査を行うことができるものとする。

4 その他検査を行うにあたって必要な検査基準については、別に定めるところによる。

5 検査職員は、検査の記録を整備しなければならない。

(完成検査の報告)

第10条 検査職員は、完成検査を行ったときは、しゅん工（完了）検査調書を作成し、工事担当課長に提出するものとする。この場合において検査の結果その給付に不完全な部分があると認めたときは、しゅん工（完了）検査調書に添えて工事等検査修補調書（第6号様式）を提出するものとする。

(出来形検査の報告)

第11条 検査職員は、出来形検査を行ったときは、出来形検査調書を作成し、工事担当課長に提出するものとする。

(中間検査の報告)

第12条 検査職員は、中間検査を行ったときは、検査記録簿（第7号様式）を作成し、工事担当課長に提出するものとする。

(検査の中止)

第13条 検査職員は、第8条に規定する者が次のいずれかに該当するときは、検査を中止することができるものとする。

(1) 検査の立会を拒んだとき。

(2) 検査職員の職務の執行を妨げたとき又はその指示に従わなかったとき。

(修補補正の命令)

第14条 工事担当課長は、第10条に規定する工事等検査修補調書（第6号様式）を受けたときは、修補補正指示書（第8号様式）により、契約者に修補を命ずるものとする。

2 検査職員は、修補を要する部分の内容が軽易であると認めた場合は、前項の取り扱いによらず、検査の際に口頭で指示することができるものとする。

(修補補正の確認)

第15条 検査職員は、修補箇所に係る給付の内容について確認するため、検査を行わなければならない。ただし、修補の内容が簡易な場合には、工事記録、工事写真等でその内容を確認することができるものとする。

- 2 検査職員は、修補に係る検査をしたときは、修補検査調書（第9号様式）を作成し、工事担当課長に提出するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合は、この限りでない。

（臨機の措置）

第16条 検査職員は、検査にあたり、事態が重大でかつ処理に急を要すると認める事項があるときは直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（工事の成績評定）

第17条 工事がしゅん工したときは、その成績について別に定めるところにより評定するものとする。

（検査結果の通知等）

第18条 検査職員は、検査の結果及び工事等目的物の引渡しの時期を検査結果通知書により工事担当課長を経由して、契約者に通知するものとする。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月3日から施行する。
- 2 春日井市工事検査要綱（昭和55年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。